

平成30年度
第2回東京都動物愛護管理審議会
会議録

平成30年12月26日
東京都福祉保健局

(午前10時01分 開会)

○田島動物愛護管理専門課長 では、定刻となりましたので、ただいまから、第2回東京都動物愛護管理審議会を開会いたします。

私、福祉保健局健康安全部動物愛護管理専門課長、田島でございます。議事に入りますまで、私が進行を務めます。

初めに、定足数の確認をいたします。本審議会は、東京都動物愛護及び管理に関する条例施行規則第16条により、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数は20名。現在の出席者は15名で、定足数に達しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、高橋健康安全部長より、一言御挨拶申し上げます。

○高橋健康安全部長 委員の皆様、おはようございます。健康安全部長の高橋でございます。

委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、動物愛護管理審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

動物愛護に関する施策は、狂犬病などから都民を守る安全対策、今日では、動物の愛護と適正な管理にその重心が移ってきており、多くの方が動物を飼い、動物が身近に存在する社会となってきた中、都といたしましても、人と動物とが共生する社会の実現を目指して、幅広く施策を展開していく必要がございます。

こうした中、本年8月、知事より、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について、本審議会への諮問をさせていただき、本審議会及び小委員会におきまして、様々な観点から御議論をいただいていたところでございます。

本日は、これまでの検討結果を踏まえ、取りまとめた中間報告(案)について、委員の皆様から御意見等を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田島動物愛護管理専門課長 これより着席のまま進行いたしますので、御了承ください。

ここで、前回の審議会を欠席されたため、本日初めて御出席された委員の方々を御紹介いたします。

まず、川口委員でございます。

○川口委員 ZPKの川口です。よろしくお願いします。

○田島動物愛護管理専門課長 高倉委員でございます。

○高倉委員 高倉でございます。よろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 あわせて、今回委員の交代がございましたので、御報告いたします。

これまで委員に御就任いただいております上田委員と柴崎委員から辞任のお申し出

がございましたので、新たな委員の方々に御就任いただいております。

菅野委員でございます。

○菅野委員 菅野でございます。よろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 続きまして、後藤委員でございます。

○後藤委員 後藤と申します。よろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 なお、本日は、青木委員、齊藤委員、滝川委員、武内委員の各委員におかれましては、所要により御欠席と伺っております。

続きまして、資料等の確認をいたします。

お手元に、議事次第、委員名簿、事務局名簿及び座席表をお配りしております。不足等は、ございませんでしょうか。

本日の資料及び参考資料につきましては、ペーパーレス取組推進のため、前回審議会に引き続き、机上のタブレット端末に入れております。タブレット端末には、これまで開催いたしました、審議会及び小委員会の全ての資料と参考資料が入っております。

本日使用する資料は、既に端末画面に表示しております。画面を右にスワイプしていただきますと、右のページを表示することができます。戻るときは、左にスワイプしていただければと存じます。

なお、画面左上にございます「ファイル一覧」というボタンを押していただければ、過去の審議会の資料等が全て表示されます。

それでは、これからの進行につきましては、林会長にお願いいたします。

○林会長 皆様、おはようございます。この審議会を円滑に進めるために、どうか皆様の御協力を賜りたいと思います。

これは、第1回のときにも申し上げたことですが、この会議は原則公開でございます。あらかじめ御了承いただきたいと思います。

これから、議事に入ります。

まずは、事務局から資料等の説明を一括してお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 それでは、私から御説明いたします。

本日の議題は、本年8月に本審議会に諮問させていただきました「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」についての中間報告でございます。

これまでの審議経過については、資料1「東京都動物愛護管理審議会の審議経過」を御覧ください。タブレットに入っております。

本年8月の第1回審議会開催後、本審議会のもとに設置された小委員会において、10月3日、11月1日及び12月3日の計3回にわたり、審議を行っていただきました。小委員会では、東京都における動物愛護管理に関する現状や、東京都動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況、動物愛護相談センターのあり方等について、詳細に御議論いただきました。

これまでの本審議会及び小委員会における検討結果を取りまとめたものが、資料3の「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間報告（案））」でございます。

なお、現在、国において、動物愛護管理法改正や基本指針の改正等についての検討が行われているところでございますので、こうした国の動向を踏まえながら、引き続き御審議をいただき、来年度に最終的な検討結果の報告をいただくことを予定しております。

それでは、これより東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について・中間報告（案）について御説明いたします。

本文中、第1及び第2の部分につきましては、二十数ページもの分量がございまして、時間も限られていることから、お手元にも紙資料として机上配付しました、資料2、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について・中間報告（案）（概要）をもとに御説明いたします。

初めに、第1、東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況を御覧ください。

中間報告（案）本体の該当部分は、統計実績等を記しておりますので、主なものを抜き出しております。

最初の犬猫の飼養状況等につきましては、個体数推計として、都が平成29年度に実施した飼育実態調査におけるアンケート調査結果では、犬の登録率と犬の登録頭数から推計した犬の個体数は、約55万頭でした。同じく、現地調査に基づく屋外猫の推計個体数と飼育猫の推定個体数を合わせた猫の推計個体数は、約117万頭となっております。

次の動物による危害防止と苦情としましては、犬によるこう傷事故件数は、平成24年度以降、年間300件を上回って推移しており、平成29年度の事故件数は343件でした。また、平成29年度第4回インターネット都政モニターアンケートによりますと、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は、約7割に上っております。

次の動物の捕獲・収容・引取りとしましては、狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬の捕獲・収容、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の推計は、平成29年度は1,216頭であり、平成24年度の3,604頭に比べ、約66%減少しております。

次の返還・譲渡・致死処分としましては、平成29年度致死処分数は、犬19頭、猫469頭、その他4頭、合計492頭であり、平成24年度の合計2,404頭と比べ、全体で約80%減少しております。また、平成29年度の殺処分数は、犬は0頭、猫は16頭でした。

続く、動物取扱業に関する状況としましては、平成29年度における都内の第一種動物取扱業の登録施設数は4,715施設であり、平成24年度と比べ、約800施設増加しております。

次の動物由来感染症の発生状況としましては、狂犬病は、日本、オーストラリアなど、一部の国々を除いて全世界で発生しており、ボーダーレス化に伴い、海外から狂犬病を初めとした感染症がもたらされるリスクは常に存在しております。また、狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気は様々なものがあり、ペットが介在するものを含め、国内でも各地で発生し、動物由来感染症は身近にある健康危機の要因ともなっております。

最後の災害対策、本文の表記では、災害時に備えた対策としましては、平成29年度の飼育実態調査では、災害時に備えたペットの対策をしていない飼い主の割合は4割強に上っております。

続いて、表の中ほど、第2、動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況について御説明します。

こちらでも中間報告（案）本文では、これまでの各施策の取組状況の実績等を記載しておりますので、主要な部分を抜粋しております。

初めに、動物の適正飼養の普及と徹底を御覧ください。

適正飼養講習会の実施としまして、飼い主による動物の適正飼養、終生飼養を徹底させるため、都民に対し、適正飼養講習会や啓発行事等の機会を通じて普及啓発を進めるとともに、第一種動物取扱業者に対し、動物を飼うことに伴う責務について、飼い主に十分な説明を行うよう指導をしております。

次の啓発資材の提供、動画配信としまして、飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、飼い主のよく利用する動物病院、動物取扱業等を通じた普及啓発資材の配布や、子供にもわかりやすく終生飼養の大切さを訴えるための啓発用アニメーション動画をY o u T u b e 東京チャンネルで公開するなどの取組を行っております。

次の狂犬病予防注射の働きかけとしまして、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射接種率の向上を目指しまして、都、区市町村、関係団体等が連携を図りながら、飼い主の責務について啓発を行うとともに、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行など、飼い主が手続をしやすい環境の整備等の取組を行っております。

四つ目の遺棄・虐待防止ポスター作成としまして、平成27年度には遺棄・虐待防止ポスターを作成し、区市町村、警察署、都立公園に配付し、関係機関と連携した啓発を行っております。

最後の小学校での動物教室の実施としまして、動物愛護精神の涵養や動物による事故の防止等に関する子供向けの啓発として、地域の動物愛護推進員の協力も得ながら、小学校低学年を対象とした動物教室を行っております。平成30年度からは民間事業者のアイデア、ノウハウを活用して動物教室を実施しております。なお、動物福祉等の観点から、現在、動物教室では犬等の生体は使用しておりません。

続いて、事業者等による動物の適正な取扱いの推進を御覧ください。

初めに、登録施設への監視指導実施としまして、第一種動物取扱業者の資質向上を図

り、主体的な取組を推進するため、事業者が守るべき基準の従事状況を評価する事業者評価制度を構築し、評価に応じた監視指導を行っております。

次の苦情等への迅速な対応、不適正な事業者の行政処分としましては、動物愛護相談センター等に苦情が寄せられた場合には、速やかに事実確認を行いまして、不適正な事業者に対しては指導を実施するとともに、インターネット販売における広告等の情報を確認し、必要に応じて改善を指導しております。

不適正な事業者に対する行政処分等としましては、平成26年度に販売業者に対する改善指導等、平成27年度に同業者に対する業務停止命令、また、展示業者に対する改善指導等、平成28年度には展示業者に対する業務停止命令及び登録取消しを行っております。

最後の動物取扱責任者研修の実施としまして、法令等による知識、社会的責務の周知に加え、適宜、事業者のニーズにかなった情報提供を行い、また、外部講師の活用を行うなど、カリキュラムの充実に努めております。

続きまして、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進を御覧ください。

最初の動物譲渡促進月間での広報としましては、平成28年度には、11月を「動物譲渡促進月間」とし、デジタルサイネージを活用した普及啓発や都立公園等における譲渡事業のPRイベントの開催等、譲渡制度の認知度を高める取組を実施しております。

次の登録譲渡団体と連携した譲渡としましては、都は動物愛護相談センターに引き取られ、または収容された犬猫の譲渡数を増加させるため、登録譲渡団体と連携した様々な取組を実施しており、平成26年度には登録譲渡団体専用の閲覧サイトを開設し、譲渡対象動物の情報提供を開始しました。

最後の動物情報サイトでの譲渡対象動物、譲渡会の情報提供としましては、平成29年度には、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」を開設し、譲渡対象動物情報の掲載、登録譲渡団体の譲渡会情報、飼い主支援情報、譲渡を受けた都民の体験談を公開しております。

それでは、最後、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応を御覧ください。

狂犬病発生時対応マニュアルの作成、訓練の実施としましては、都は、平成18年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用しまして、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づく訓練を行っております。

2番目の関係機関と連携した災害時の対応体制の整備としましては、平成26年度から27年度にかけ、都と区市町村の担当者で構成される動物行政検討会において、災害対策に関する情報交換や対策の検討を行い、災害時対策事例集を作成し、全区市町村への配布を行いました。

さらに、災害時には東京都獣医師会や関係団体など、現地動物救援本部の構成団体で迅速かつ円滑に連絡を取り合う必要があることから、通信訓練を実施し、発災後直ちに

連絡を取り合える体制を構築しております。

3番目の区市町村の災害対策への支援としましては、都は区市町村に対しまして、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を提示し、区市町村における防災対策や災害時動物対応マニュアルの整備等、動物救援体制の整備に関する取組を推進するように働きかけております。

引き続き、資料右側の第3、次期推進計画に盛り込むべき主な事項について御説明いたします。

この部分につきましては、タブレット端末の資料3、中間報告（案）本文とあわせて御覧ください。

それでは、本文、24ページをお開きください。タブレット上は29ページになっております。よろしいでしょうか。

第3、次期推進計画に盛り込むべき主な事項の冒頭には、都は、現行の推進計画における施策展開の方向に沿って着実に取組を実施し、一定の成果を得ることができているが、推進計画で掲げた「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」に向け、これまでの取組の成果を基盤としつつ、近年の動物愛護管理の施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、さらに施策を推進していくことが重要である旨、記載されております。

次の1、動物の適正飼養の啓発と徹底、（1）適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化では、人と動物との共生社会を実現するためには、まず、動物の飼い主が動物をその終生にわたり適正に飼養する責務を果たすことが重要である。

飼い主に対しては、動物を飼い始めるときから啓発を行う必要があり、ペットショップ等において、情報提供や啓発を行い、継続的なサポートを行うように促すなど、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めることが重要であると記載されております。

また、次の段落の、動物愛護相談センターを中心に、飼い主が適正な飼い方を学ぶ機会を提供するとともに、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」により、情報を広く発信していくことが必要である。この段落の内容につきましては、センターのあり方に関連する箇所となっております。

次の段落、専門家や研究機関等と連携して、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に関する法令・制度など、動物を適正に飼うために役立つ、最新の知識をわかりやすく提供していくことも重要であるという記載につきましては、小委員会委員からの御意見を反映しているところでございます。

続きまして、本文、同じページ下の（3）多頭飼育に起因する問題等への対応を御覧ください。

多頭飼育が問題となる事例の中には、適正飼養の指導のみによっては解決が困難なケースもございますので、そのような事例が発生した場合には、区市町村において、動物管理、生活衛生等の関係機関がケースに応じて協議の場を設定し、連携して対応するこ

とが求められるため、情報共有を行える仕組みづくりを進めることが重要である等々が書かれております。

次に、ページを移っていただきまして、本文の（４）動物の遺棄・虐待防止に関する対策を御覧ください。このうち、２番目の段落につきましては、小委員会委員からの御意見等を踏まえたものでございます。

続きまして、（５）地域における適正飼養の推進のための人材育成を御覧ください。

こちらに書いてございます動物の飼養等をめぐる地域の課題は、不適切な飼養等を行う飼い主への対応や高齢の飼い主からの相談、飼い主のいない猫対策など多様なものとなっており、様々な課題に適切に対応できるよう、動物愛護相談センターの人材育成機能を強化して、動物愛護推進員など、地域において指導的な役割を果たせる人材の確保と育成、資質向上の取組を進めていく必要がある。この記載につきましては、センターにおけるあり方に関連する箇所となっております。

続きまして、（６）小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援を御覧ください。

この部分には、生命を大切にし、健全な心を子供のころから育むため、小学校等を対象とした動物教室の実施ですとか、わかりやすい教材を提供して教育機関と連携した学習支援を幅広く展開していくことが重要である。

また、学校現場で動物を飼養する場合に適切な飼養が行われるよう、引き続き教職員に対する情報提供の支援等を行っていく必要があるとされております。

続きまして、２、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進を御覧ください。

（１）地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及の部分でございますけれども、こちらには、平成２９年度の動物愛護相談センターにおける引取り・収容の半分以上は拾得者から引き取った子猫でございまして、飼い主のいない猫対策の推進は、重要課題の一つとなっております。

この対策を円滑に進めるため、いろいろ工夫したガイドブックの配布ですとか、住民向けリーフレットの提供など、地域に根差した取組が進むよう、引き続き支援を行っていくことが必要である。

また、区市町村において、より効果的に取組が進められるよう、先駆的な事例等の情報提供を行って、効果の高い取組の普及を図っていくことが必要であると記載されております。

次に、（２）動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保を御覧ください。こちらに記載されております内容は、３段落ともセンターのあり方に関連する部分となっております。

次に、（３）譲渡拡大のための仕組みづくりを御覧ください。

「動物譲渡促進月間」におきましては、重点的な広報等を実施するとともに、都や登

録譲渡団体、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会を設けることなどにより、譲渡活動に取り組む関係者の連携・協力の輪を広げていく必要がある。

センターでは、譲渡対象動物に係る情報等を集約して提供し、情報がより多くの人の目に触れるように努めるとともに、譲渡をより受けやすい環境の整備に努めていくことが必要である。

また、ワンニャンとうきょうにおいて、広く情報を発信して、譲渡機会の拡大をする必要があるですとか、離乳前子猫、負傷動物等の譲渡を促進するための取組として、引き続き検討していく必要がある等と書かれております。

こちらの部分につきましては、第2段落目の部分につきましては、小委員会委員からの御意見を踏まえたものであり、加えて、センターのあり方にも関連するものとなっております。

引き続き、次のページです、3、事業者等による動物の適正な取扱いの推進を御覧ください。

都内の動物取扱業の施設数は年々増加しておりまして、中でも保管業や展示業の登録数は大きく増加しており、取扱業の業態も多様化しております。こうした状況のもと、都は監視指導を専管する部署として、東京の地理的特性ですとか対象施設の分布状況についても十分に考慮をして、的確に対応するための体制を確保する必要があります。

事業者の法令違反については厳正に対処するとともに、動物愛護相談センターは監視指導の拠点として、問題のある事業者に対し、迅速かつ集中的・継続的な監視指導を行う体制とすることが求められる。

また、効果的な監視指導の実施のため、動物愛護相談センターにおけるICTを活用した事業者情報の管理及び各所間の情報共有を図るとともに、事業者評価に応じた監視指導方法についても検討していくことが重要である。

この項目の第1及び第2段落につきましては、センターのあり方にも関連する箇所となっております。

次に、(2)業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進を御覧ください。

この部分につきましては、動物取扱業の業態の多様化、展示業の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施する必要があります。

また、効果的な監視指導を行う観点からも、事業者による自主管理を促進することは重要であり、苦情やトラブルにつながるケースの要因分析を業態ごとに行い、事業者への周知や自主管理点検票の作成・配布等により、事業者の取組を促進する必要があるとされております。

続いて、(3)特定動物飼養における適正飼養の徹底を御覧ください。

特定動物が逸走した場合、人に危害を加える可能性が高いことから、監視指導の機会を通じて、飼い主及びペットショップ等の販売業者に対しまして、その責務の重要性に

ついて周知を図るとともに、警察等の関係機関と連携した無許可飼育の防止を図る必要があるとされております。

最後の（４）産業動物及び実験動物の適正な取扱いに係る監視指導を御覧ください。

産業動物及び実験動物につきましては、「５つの自由」や「３Ｒの原則」等の動物福祉に配慮した適正な取扱いと利用の観点から、管理者等による自主管理が適切に行われるよう、引き続き、都が所有する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、区市保健所とも連携して事業者への指導等を実施していく必要がある。

また、研究機関等に対する実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発についても検討する必要があるとされております。

最後に、３３ページになりますけれども、４、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応を御覧ください。

初めに、動物由来感染症への対応強化としましては、狂犬病発生を想定した訓練を通じて、対応体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携体制等を強固なものとしておく必要がある。

ペットを介在する動物由来感染症や動物間で感染する感染症の発生状況及びその対策について、動物病院や東京都獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携して調査研究を行い、飼い主や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を進めていく必要がある。

次に、（２）災害への備えと発災時の危機管理体制の強化では、被災した飼養動物が逸走した場合には、住民に危害を加えたり、家屋等を荒らしたりするおそれがあり、災害発生時の動物対策は、動物愛護の観点のみならず、住民の安全対策や生活環境保全の面からも重要である。

飼養動物の災害対策を行っていない飼い主は多く、同行避難や避難所等での飼養に支障が生じることが懸念される。このため、区市町村の窓口のほか、ペット用品やフードの販売店、動物病院など飼い主がよく利用する施設・事業者等への働きかけ、飼い主に対しまして、被災時に起こり得る状況や災害への備えの重要性について、普及啓発を行うなど、飼い主の意識向上を図る取組を進める必要がある。

また、災害時には避難所の設置主体となる区市町村の対策強化を引き続き支援するとともに、東京都獣医師会等の関係団体とも連携して、ボランティアの受け入れ・支援活動のための区市町村の体制整備や広域調整の仕組みづくりを推進していく必要がある。

さらに、動物愛護相談センターは、危機管理対応の基幹施設としまして、動物救援本部や関係機関との連携、区市町村の支援等の役割を果たせるよう、必要な機能を備えるとともに、リスク分散、他自治体等の関係機関への協力要請なども視野に入れ、災害時の対応体制強化を検討する必要があるとされております。

こちらの最後の段落につきましては、小委員会からの御意見に基づいており、かつ、センターのあり方にも関連する箇所となっております。

以上、駆け足ではございますが、これをもって資料説明を終了といたします。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの中間報告（案）につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞおっしゃってください。

はい、どうぞ。有田委員。

○有田委員 御説明、ありがとうございます。質問ですけれども、資料3の、本文の27ページの、3の（1）動物取扱業の監視強化というところの一番最後のところに、効率的な監視指導の実施のためという文章の中の、最後に、事業者評価に応じた監視指導方法についても検討していくことが必要であると書かれています。今後検討していくということで、まだ監視指導方法について、具体的なことが途中まででも話し合われているのかどうかということと、それに関連して、次のページ、28ページになりますか、動物由来感染症などにも関連しますが、獣医師の方の、そこへの連携は書かれていますか、関与といたしますか、そういう事業者評価という獣医師の方のかかわりなどを教えていただきたいと思います。

○林会長 よろしいですか。事務局。

まずは、27ページの動物取扱業の監視強化のところと、それから28ページですね。

○田島動物愛護管理専門課長 現在、試行的といたしますか、取組は進めているところではございますけれども、今後、より一層徹底をして取り組んでいくという意味で記載させていただいているところでございます。

○金谷動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センター所長の金谷でございます。

現状での取組というお話かと思いますが、私ども、監視、立入調査等を行う際に、例えば施設基準であるとか、それから動物の取扱いや、それから帳票類の整備状況等、そういう幾つかの要素がございますので、それを踏まえて各段階の評価を行い、今後はそれにあわせてメリハリをつけた監視の頻度等も今後検討していかなければいけないと考えております。

○林会長 現状でも監視指導についての幾つかの項目を持っておられると同時に、これからさらにつけ加えていくことも検討したいと、こういうことですね。

○有田委員 もちろん、今検討していくのではなくて、既にもうあるということが回答の中でありましたのでわかりました。けれども、例えば、私が頭に浮かべたのが、農場管理獣医師の方のHACCPで、手順とか書類のあり方とか、整理されたものが、同じような形で適用されているのかどうかと、獣医師の方のかかわりという、そういうような回答がいただけるのかなと思ったのですが、それに準じたような、似たようなものがあるということなんですか。

○林会長 はい、どうぞ。

○永渕動物愛護相談センター多摩支所長 動物愛護相談センター多摩支所長の永渕と申します。

今、獣医師の関与についてお話がされておりましたけれども、監視指導をする際には必ず獣医師が立ち会っております。職員になります。

評価をするための帳票類は一応つくっておりますので、HACCPのように各段階ごとというのが特にあるわけではありませんけれども、それぞれ具体的な項目を定めて、それをチェックしながら、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、優良なところ、良なところ、そうじゃないところ、ちょっとひどいところというようなランクといいますか、そういうようなものを、ちゃんとめり張りをつけて、それによってあんまりよろしくないところは監視回数を多く行く、それから、いいところはそのかわり間隔がちょっとあきますけれども、何年かに一度は必ず行くというような、そういう整理をしながら進めているというところです。

○林会長 よろしいですか。

それでは、ほかに。

はい、どうぞ。

○友森委員 同じく、事業者に対することなんですけれども、お配りいただいた資料の動物を飼い始めるときからの啓発にもかかわる部分なのですが、特に高齢者の方が、飼えなくなったので年内で動物を引き取ってほしいという相談をたくさん受けています。

飼い主さんはこんなに長生きするとは思わなかったとおっしゃるので、やはり販売時に、動物の寿命が延びていることや、動物の特性とかも説明する義務があると思うんですけれども、それをより一層強化していただくことと、販売対象者の家族構成とか年齢についても、できれば今後は台帳に記載するなど、きちんとした販売をしているかどうかの監視もお願いできたらと思います。

○林会長 いかがでしょうか。具体的な内容ですけども。

○田島動物愛護管理専門課長 こちら、本文の24ページになります。タブレットでは29ページになりますけれども、先ほどの(1)適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化の部分でございますけれども、こちらの2段目に、飼い主に対しましては、ペットショップ等において、情報提供や啓発を行い、継続的なサポートを行うように促すなど、様々な機会を通じて進めることが必要であると書いてございますので、今いただいた御意見も参考にしながら取組を進めていきたいと存じております。

○林会長 よろしいですね、はい。

ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

○後藤委員 今、高齢者の方々の、高齢による動物を飼育できないというお話がありましたけれども、飼育できないから対策をするということも非常に重要なんですが、あわせて動物が共生することでのメリットというものも高齢者の方々にはすごくある話だと考えておまして、飼えなくなった後に譲渡や、そういった保護以外に、動物が生きていけるという選択をしっかりとっていただきたいと思っています。

具体的には、例えば、今地域の中で多いのは、保護猫や保護犬を特別養護老人ホームや有料老人ホームや障害者のグループホーム等々で、一緒に暮らしていくことで高齢者の方や障害をお持ちの方々がより生活環境がすごく上がっていくというような、こうした取組も地域で増えていますので、私も実際にいろいろな高齢者施設等々を訪問した際に保護犬を引き取って暮らしているというところも多くありますので、そうした事例の発信等々もぜひ検討の一つに加えていただきたいと思います。

以上です。

○林会長 よろしいですか。

○田島動物愛護管理専門課長 貴重な御意見として参考にさせていただきます。どうもありがとうございます。

○林会長 ほかにいかがでしょう。

はい、どうぞ。

○高橋委員 災害対策のところなんですけども、私ども市町村としては、実際に避難所を運営しなければいけない実態があるんですが、やはり大災害時は相当の避難所数になるわけです。そうすると、例えば、町田、今、42万人ぐらいの都市なんですけども、それだけでも60ぐらいの避難所ができるということが実態としてあります。

実際に避難所を運営するに当たっては、基本的には地域の町内会とか自治会の方に運営していただくというのが最初の動きになるわけです。実際に個々の、例えば市の職員がそこに、多少は行きますけども、大勢配置するというのは実際には本当に難しいわけで、そののところを、ペットなどの対策についてどう対応していくかということになりますと、やはり、町内会なり、そういう、地域の方にどれだけ理解していただくかということが非常に必要になってくると思うので、ぜひ市町村へのパンフレットというよりも、実際にこういう課題が発生することに当たって、普段慣れていない町内会とかそういう人たちにどういう対策ができるのかというようなものを、ぜひ研究なり、啓発していく必要があるんじゃないかなと思っていて、その対策について少し深掘りして研究していただきたいなと思っております。

実際どのぐらいの獣医さんがいてということになりますと、かなり難しい状態が発生すると想定されるんですね。本来であれば、本当に、人の手配だけで、人に対応することだけでも非常に重要になってきますので、そのほんの一部のところでは何かをやらなきゃいけないという形態にはなろうかと思うので、ほかの、例えば発災事例なんかも含めて、少しわかりやすいものを研究していただくありがたいなという、これは意見ですけども、ぜひお願いしたいなと思います。

○林会長 これについてもよろしいですね、はい。

実際、おっしゃるように、区市町村というところで取組、これは災害が起きた場合には動物のことだけじゃなくて、全体的に、どう、そういう地域で対応するのかという、今、取組はされているわけですね。その中の一つの項目として、やっぱり動物に対す

る対応もきっちり考えていただきたいと、そういうことですね。

ほかに。どうぞ。

○打越委員 たくさんあるので一部だけ。

まず、今の災害対策の件は私も重要なテーマだと思っていて、やはり避難所運営ということから区市町村が主役になってもらわないと、この問題は対応できないという中で、タブレットですと17ページですか、紙媒体ですと15ページのところで、ペット対策マニュアル等の整備を特別区、市町村ともにほとんど進められていないというこの現状は、やはりゆゆしき事態であると感じています。

ただ、今、町田市の副市長さんからのお話があって、町田市だけでも60カ所あって、どこまでできるかわからないというお話でしたが、むしろ東京都全体に目を向ければ、きっと杉並区では百何十カ所になるでしょうし、世田谷区でもそういう規模になってくる、つまり町田市だけの問題ではなくて、全ての区市町村の避難所の数というのは相当になるだろうと思います。

また、災害が起きたときも木造密集市街地なのか、周辺に農地が残っているようなエリアなのか、また、高層マンションに多数の人が暮らしているエリアなのかによって、避難所運営のあり方も違ってくると思います。

さらに、動物対応はどうしても人間の後回しというのは、もう私もそのとおりだと思うんですが、実際避難所の運営が始まりますと、人間の命の対応というよりも、むしろ動物を連れてきた人間の対応のほうが忙しくなる。別に動物を守ってあげようと思っていなくても、動物を守ってくださいという人間が一斉に押し寄せる状況になりますと、やはり動物のためではなく、飼い主のためにも災害対応をつくっていかなくちゃいけないと思うのです。

今、おっしゃったとおり、東京都として町内会長さんや住民にわかりやすいパンフレットをとというのもそのとおりだとは思いますが、今お伝えしたとおり、高層マンションが多い地区なのか、それから隣近所の顔もわからない地区なのか、案外昔からの住民が住んでいる地区なのかによって違うと思いますので、そのマニュアルの基軸は東京都が考えるにしても、私は、市区町村の担当者が町内会の住民を説得できるだけの勉強をしてくれなくちゃいけないんじゃないか、東京都が、従事職員はとにかく数が足りませんので、全面に練るのではなくて、やはり区市町村が、災害時対応は自分たちが主役となって仕事をしなくちゃいけないものと平時のうちに考えておいていただきたいと思いました。

そういう意味では、東京都も動物愛護相談センターをいざというときのシェルターとか、拠点にすると文章中に書き込まれていますけれども、むしろ市区町村が、自分たちが住民を説得できるだけのノウハウをつける、そういう目線を、東京都の特別区、市町村に持っていただきたいというのが私の考えです。

それから、先ほどの議員さんの御意見で、高齢者が動物と一緒に暮らすことの大切さ

も訴えてほしいというのは、私もそのとおりだとは思いますが、例えば特別養護老人ホームなど、あるいは高齢者の共同住宅などであっても、むしろ民間と民間で話し合うところもあって、東京都としてそういうのが大事という情報発信は案外簡単なものしかできないものでありまして、やっぱり現場で自治会とか、そういう施設であるとか、飼い主さんたちが民と民の関係で議論していかなきゃいけないところだと思うんですね。

東京都じゃなきゃできない、獣医師職員が公権力をもって、専門知をもってやらなければならない仕事に十二分に邁進していただきたいので、区市町村や民間同士の話し合いのできることのトーンを落としていく、それが私は必要だと思います。もちろん全部やりますと書いたほうが住民受けはいいですし、政治的にも評価されるでしょうけれども、本当に東京都の獣医師職員がやらなきゃいけないということをクローズアップさせるために、それ以外のものをどうトーンを落としていくかというのも今後、優先順位事項として考えていただきたいと思っています。

とりあえず。

○林会長 よろしいですね。

はい、どうぞ。

○有田委員 中間報告というよりも、ここに書き込めない中身として、私も捨て猫を2匹飼っています。災害に関して言えば、いざ災害が起こったときの準備として、缶詰など長期保存ができるものをいつも確保していますし、それから2匹分のペットカートと背負って移動できるものも準備しています。災害のための備えでは、人間は、今は一週間分備えておくべきと言われていています。日ごろから飼い主はそういう準備もしておきましょうというようなことは、示しておく必要がある気がします。行政が何とかしてくれる、何とかかなと思って準備をしていないと、避難所で嫌がらせを受けたりするかもしれません。飼い主の姿勢で、ほかの方にも落ちついてきた時に動物は癒しになるのじゃないかなと思います。これはこの中間報告に対する意見ではないですけども、そういう視点で、災害の準備などの発信をしていただければと思います。

それから先ほど獣医師の話で私がしつこく質問をおこなったのは、行政のそういう立場の方が獣医師の資格は持っていらっしゃる、そういうところに行かれるというのは理解してはいますが、ですけど、今小動物というか、愛玩動物に対する獣医師さんの数はそれなりにいらっしゃるかと考えていて、そういう動物病院と連携がなどできるのですかというようなことを確認したかったんです。今後何か検討していくとおっしゃったので、現在、何もなくて、話し合ったけれども、ここにちょっと書いておくと言うように聞こえました。それが前回のところに、動物愛護相談センター構想が、いろんな条件があってそのとおりに進まなかったというようなことも伺っていたので、そういうことも含めてもう少し回答いただきたいかったということです。先ほどのことはわかりましたので中間報告の件ではありませんけど、そういうことです。

○林会長 ありがとうございます。

今日の大きな任務は残り時間で中間報告（案）を、特にここはこう直した方がいいんじゃないかとか、つまりここはデリートした方がいいんじゃないかとか、そういったこの案を認めるに当たって、特に御発言いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○打越委員 デリートでも追加でも、あるいは強く承認するというか、それも今後削ってほしくないという気持ちを込めて幾つかと思います。

まずすごく大きく変化したのは、殺処分ゼロという単語が消えたというところだと思います。これまで政治的なスローガンに東京都でさえも振り回されてきたところだと思いますが、中間報告（案）には殺処分ゼロという言葉がなくなったということを私は評価したいと思います。それは殺処分を評価しているというわけではなくて、ゼロという単純な議論を抑えたというところですよ。

それで、まず紙媒体で言うと8ページ、タブレットで言うと10ページ、動物の返還、譲渡、致死処分の現状のところを描いているところで、苦痛などからの解放や特別に飼育が難しい場合の致死処分と、それから引取り・収容後に死亡したものと、それ以外のものと分けて、それ以外の三つ目だけを「殺処分」と呼んで区分しているという表現になっています。もちろんそれでよいのだと思っています。どんな殺処分も必要のない殺処분을減らすなんていう言い方をすると、耳ざわりはいいんですけども、行政の側として様々な事情があって最後に殺処分の判断をして、そこに理由のない殺処分なんていうものはないと思いますので、不必要な殺処분을なくすとか、殺処分ゼロにするという耳ざわりのよい表現ではなくて、こういう分類した上で、ときにはそういうこともきちんとしていますと、行政側の事情もあるのだというのを、まず現状把握で書いたことを私は評価したいと思います。

またその上でですけども、紙媒体で言うと25ページから26ページにかかるところ、タブレットで言いますと多分27から28ページにかかわるところだと思うんですが、動物の致死処分数の更なる減少という見出しはこれでよいにして、その中の（1）（2）（3）が、小委員会が出されたときから順序が入れかわっているというのがとても興味深いと思いました。当初はセンターに入ってくる飼い主のいない猫を減らす。その次に、譲渡を拡大する。その次に愛護センターでもきちんと飼うという順番になっていたと思うんですが、まずは飼い主のいない猫がセンターに持ち込まれることを減らす。そして、入ってきたところで動物愛護相談センターできちんと飼養保管をする。そのときに、場合によっては譲渡の適性・不適性も見抜く。その上で（3）譲渡拡大という順序にロジックを入れかえてきたのは、私は行政側の責任として非常にいいんじゃないか、入ってくるのを減らしました、譲渡します、あと残っているのは東京都のセンターで頑張りますではなくて、入ってきました、東京都のセンターできちんと判断します、その上で譲渡を拡大しますというのは、行政の責任を明記するような構成になっているので、この構成の変化はすごくよいと思いました。

以上、殺処分ゼロという単語がなくなったことと、行政の施設でまずはきちんと判断するという姿勢を見せる項目立てになったことを評価したいと思います。

○林会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

○有田委員 質問と先ほどは言いましたけど、文章を変えていただくのであれば、事業者等による動物の適正な取扱いの推進のところ、(1)のところの監視強化のところに、最後のところですが、監視指導方法についても検討していくことが必要であるではなくて、監視方法も現在行って、指導方法についても現在ある程度はあるけれども、今後さらに強化するなど、全くやっていないような書き方ではなくて、先ほど回答があったように、既に行っていますというようなこと、その上でさらなる効果的な指導方法などを検討していくことが必要であると書けるのであれば、書いていただかないと何もないように見えるということです。

○林会長 これはいかがですか。

○田島動物愛護管理専門課長 御意見を尊重し、反映できるよう検討いたします。

○林会長 現状やっているということがわかるような形にして、なおかつそれを進めていくということですね。

ほかに。

はい、どうぞ。

○友森委員 資料の25ページなんですけれども、小中学校等での動物愛護の普及啓発活動のところなんですけど、以前小委員会でも話が出たとおり、現在小学生に対する動物教室が業者に対して委託されることによって回数も増えて、プログラムもよいものになって、素晴らしいと思うんですけれども、子供のステージに合わせた教材をつくっていただきたいので、それを入れていただけないでしょうか。

もう一つ、学校飼育動物のところなんですけれども、引き続き連携して適正飼養をしていただくということなんですけど、飼育数などを調べようとすると、どこにもデータがないので、できれば飼育状況の把握という部分も入れていただけないでしょうか。

以上2点、御提案です。

○田島動物愛護管理専門課長 学年、ステージに合わせた教材づくりについては、今後検討いたします。

飼育状況の把握については、基本的に教育庁マターになってしまいますので、少々難しいかと存じますが、検討させていただければと存じます。

○林会長 御発言のない方でいかがですか。

はい、どうぞ。

○武石委員 全体を通してなんでございますけれども、動物愛護相談センターですか、ここの業務が何か随分多くなっているように見受けられるんですけれども、動物愛護相談センターの組織体制等についてはいけるんでしょうか。ちょっと心配になるという

のが1点と、あと1点なんでございますけれども、27ページですね、紙のほうの、その一番下の(4)のところの産業動物及び実験動物云々のところですが、この最初の段落のほうの一番下ところの、区市保健所とも連携して云々ですけども、これは人の保健所のことだと思えるんですけども、この産業動物は家畜が入ってくると思いますので、家畜保健衛生所との連携等はうたわなくても大丈夫なのかなという点でございます。

以上です。

- 田島動物愛護管理専門課長 センターの業務が大きくなるのではないかというお話ですが、これはそもそも、今回諮問の中にセンターの今後のあり方という部分も入っておりますので、それを踏まえて記述といいますか盛り込ませていただいた内容になっております。ですから、今後またこれを踏まえて検討していくという内容になっております。

畜舎等につきましては、御案内のとおり畜舎の許可・監視等は23区とあと八王子市、町田市が行っておりますので、区市保健所という形で書かせていただいております。当然のことながら畜舎を監視する、多摩地域で動物愛護相談センター多摩支所等が対応している部分につきましては、当然状況に応じまして家畜保健衛生所とも連絡をとりながら共同して監視指導をしているというのが実情でございます。

- 林会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

- 高倉委員 これまでも例えば譲渡活動のこととか、あるいは終生飼養の普及啓発について、様々な場を通して取り組まれてきたと。東京都において。その中で、例えば都立公園を使ったり、そういういわゆる都立、都有施設をうまく使って取り組んできているということがあると思います。これは私も大変いいことであると思っております。

それで、この中間報告(案)の26ページの下のところ(3)で譲渡拡大のための仕組みづくりとあって、様々なことが書かれているわけですが、さらに今申し上げたようなことをさらに拡大して、例えばこういう一生懸命ボランティアの団体の方々が取り組まれている状況があって、例えば譲渡会の会場、場所ですよね、こういったところはなかなか大変なところの一つだと思います。

そこで、できればこういう譲渡の推進のために、いわゆる先ほど言ったように普及啓発だけではなくて、譲渡会も含めた形の活動を支援していくために、都有施設も活用していくというようなことを、ちょっとうまく盛り込むことを御検討いただければと思います。

以上です。

- 田島動物愛護管理専門課長 貴重な御意見として検討させていただきます。ありがとうございました。

- 林会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○菅野委員 すみません、基本的な質問になってしまうかもしれませんが、まず一つは27ページにあります動物取扱業の監視強化という部分なのですが、ここにはあれですか、いわゆる生産者、犬とかのブリーダーさんとか、あと最近よく言われるのはパピーミルと言われているような、いわゆる余りよくない、いわゆる生産を中心に数だけふやしていくような、そういった方への監視というのは含まれているのかなというのが一つ。

それからもう一点が、それと連動するんですが、今度24ページの動物の適正飼養の啓発というような部分になるんですが、やっぱり餵えなくなってしまったがために、要するに不幸な目にあってしまうような、犬や猫がいるんじゃないかなと思うんです。そういったことを防ぐには、やっぱり入り口でしっかりとその辺をきちんとしなければいけない。特に今の生産者の話をしたのは、これは国の法整備もこれからあるので、7週目だとか8週目だとか、いろいろ犬の譲渡ですね、販売する規定をするかどうかというのがあろうと思うんですが、そういう中で確かにより小さい方がかわいらしい。ですから、何となく見た目にも飼い主さんはかわいいから飼っちゃおうかなというようなことになるかもしれませんが、犬の社会性というのがやっぱり今問題になっているんじゃないかなと思うんです。

私がいる港区は結構周りにもすごく犬を飼っている方が多いので、いい意味でも悪い意味でも非常に多くの事例を見かけるんです。そういう中でやっぱり犬の社会性が十分できていない状態で、飼い主さんも何となくかわいいから飼っちゃった、子供に言われたから飼っちゃったというようなケースが意外とあって。本当に犬を飼う、何ていうんですか、心得というか、当然共生社会、ペットと共生する社会を目指すにはやっぱり人と動物とがフェアでなければいけないと私は思うんです。そういった意味では、例えば犬を飼う以上は最低散歩というのも当たり前だし、こういったような犬の行動を見てこう人間を試みましょうとか、というようなことも当然あるわけで、そういったこと。あとは飼う環境。もう最初から連れてきて、ちょっと吠えただけで近所から苦情が出てしまう。マンションでも本当はいけないんだけど飼っちゃった。そういったようなことがあるのは、本当に前提として間違っているわけですから、そのところを、ここにもありますけど、啓発を進める必要があるというのは当然なんですけど、それをより徹底していく。やっぱり販売するお店屋さんもそうですが、そういったところの姿勢というか、その辺がもう少し本当にその子が飼われていって、一生幸せになるかどうかというようなことも含めて、きちんと飼い主さんの教育というか、資格というか、そういったものももっと見極めるような取組も必要じゃないか。欧米に比べて非常に遅れているとその辺は思うので、その辺をもう少し何か強く入っているといいなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○金谷動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センターの金谷です。

今の御意見、御質問等で、まず動物の生産者、これは当然販売という動物取扱業の一つでございますので、私どもの監視の対象です。日齢のお話ですとか、それから販売する際の購入者への説明等、当然その中には、例えば犬であればきちんと登録をしてもらおうとか、それから、この犬は大きくなるとこれくらいですよとか、狂犬病の注射をしなければいけない、一般的な感染症の防止もしなければいけないとか。そのほかにもしつけ、それから例えば御近所の迷惑にならないように飼うとか、散歩とか、そういう当然飼い主さんにやっていただかなければならないことは、事業者から直接きちんと説明をした上で、それを書面に記録を残すということが行わなければなりません。私どもはそういう各事業者に対してそれを指導しておりますし、必要に応じて監視指導も行って、それが適切に行われているかどうかを確認しているところです。

飼い主教育ですとか、あとそれから様々な普及啓発、それから事業者への指導、既に行っているところもございますけれども、今委員のおっしゃったこと、誠にそのとおりだと思います。それから飼えなくなった場合に引き取ってほしいというようなもちろん御相談もあるんですけども、私どもはそういうお話があったときは、職員がお一人おひとりというか、1件ごとにその事情をよく聞いた上で、例えばもっとしつけのやり方があるんじゃないですかとか、そういうことも個別に御相談を賜った上で、また再度飼い主さんへの御助言等もさせていただいているところではございますので、今、委員のお話がありましたことをさらに一層取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野委員 よろしくお願ひしたいんですけども、周りを見ていますと、特に、犬の話ばかりで申し訳ないんですが、大型犬に関しては意外と飼い主さんもそういった考えで飼われる方が多いのかなど。それときちんとトレーニングなり訓練を自らもしたり、そういった形で依頼をしたりして、というのは、何かがあると本当に事故になってしまうので。ところが、小型犬に関しては意外と安易に考えて飼われる方が多いせいか、やはり社会性の問題とか、周りを見ていてもほかの犬に噛みついてしまうとか、いろいろなトラブルが起きるケースも意外と小型犬に、あとは子供に噛みつくとかというケースが多いみたいで、それも本当はきちんと飼い主さんがその辺を見てあげれば、ちゃんとした形で犬の気持ちを見て教育できるような環境をつくってあげればいいのかなど思っているのです。特に小型犬は売るほうも買うほうも何か安易になるので、ちょっとその辺が一番心配しているところですので、よろしくお願ひいたします。

○林会長 ありがとうございます。

小委員会でも申し上げたんですが、11月23日、これは勤労感謝の日ですけど、BS1で午後6時から「BS世界のドキュメンタリー」という番組をやっています。これはイギリスのBBCが2014年にロサンゼルスに行って撮った内容ですが、私は欧米が日本よりもすぐれているということは、場合によってはないんじゃないかと。例えばこのロスで何が起きていたかという、そこはもうどんどん犬を捨てるんです

よ。ある危険地帯ですけど。そこはBBCの記者は本当にその地域の人に誘導してもらわないと入れないような地域ですけど、そういう地域でやっぱり飼えなくなるとどんどん捨てるんです。捨てて、その地域のシェルターにももちろん持ち込まれるわけですけど、もう一日に大体20頭から30頭くらい殺処分するわけですが、その所の長が女性の所長でしたけど、インタビューに答えているのを聞くと、かなりのというか、ほとんどと言ったかもしれません、職員は抗うつ剤を手放せないんだという。やっぱりそれは日本人も欧米の人も、殺処分することに平気ではないわけですね。

というような状況を考えると、さっき御質問がありましたけど、動物愛護相談センターがすごくいろんなことを請け負ってしまって、働き方改革は大丈夫かという気もするんですが、余りこういった、何というか、たくさん請け負うことは会長としてはちょっと心配があるということで、人員を圧倒的に増やされるならともかく、今の人員でやっていかれるんだったら、やっぱり相当できることとできないこと、今でも動物愛護相談センターといいますか、そこを中心に飼い主の方のそういう教育といいますか、そういう機会をつくっておられるわけですね、現時点でも。それがどのくらい増やしたらいいのかとか、そういったこともやっぱりきっちり考えてやっていただいたほうがいいのかと私個人は思っています。

ほかにいかがでしょう。

はい、どうぞ。どちらでも。

○友森委員 すみません、働き方改革に水を差すようで申し訳ないんですけども、動物取扱業の監視強化、より監視を強化していただいて、適正飼養と、飼育放棄を減らしていただきたいんですけども、この文章を見ていると、動物取扱業は第一種のみを指すのでしょうか。それが一つ質問と、第一種を指す場合は御提案なんですけれども、ちょうど昨日相談を受けた内容で、保護猫カフェから猫をもらったら病気で、しかも寄生虫がたくさんいたと。カフェに連絡をしたら、わかっていたようだと。そのカフェというのは実態を調べてみたら、ブリーダーで販売不可な猫を実際はそこに放し飼いにしていて、譲渡費用と偽って1頭3万円で販売しているんですね。譲渡だと言って、不妊去勢手術とか、血液検査をしていない。そうすると第二種動物取扱業だから台帳も要らないし、緩く譲渡ができるということでやっているようなんですけども、今後はそういった形で販売業者や繁殖業者が第二種のほうが緩いからということで、譲渡という言葉を使って動物をばらまくという言い方は悪いんですけども、そういう可能性が出てきます。

です。第一種と並行して第二種のほうも動物を一般の方に飼っていただくという責任上は全く一緒なので、ぜひ監視強化と指導の強化をお願いしたいと思います。

○林会長 これは小委員会でもそうおっしゃっていたと思うんですが、国のほうでも今、第一種と第二種、恐らく検討しているはずですよ。いずれにしてもちょっとここにはな

かなか書けないかもしれませんが、非常に大切なことだと思います。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○工藤委員 すみません、工藤でございます。

ちょっと教えていただきたいといいますか、私のほうからちょっと17ページの最後です、3番目、地域の飼い主のいない猫対策の拡充、これは東京都さん、本当に一生懸命やってくださっているんですけども、実はこの飼い主のいない猫対策、地域猫対策というものがちょっと行き詰まっているところがあるんです。実はやっぱり保護、譲渡活動というものが震災以来すごく活発になっていまして、東京都さんはモデル地区から始まって、今、包括補助事業というのもなさっていますけれども、この拡充ということは、まだほかにも何かやりようが、何かお考えがあるんでしょうか。パンフレットもチラシも作ってくださっているので、本当に本来は市町、市区町村で行うべき対策なんですけど、今やっぴらっしゃること以上に東京都として飼い主のいない猫対策に力を拡充していくという、何か具体的なお考えというのはおありかどうかということと。

もう一つ、18ページの5番目、動物の遺棄・虐待防止に関する対策、これも遺棄・虐待防止ポスターを作成して、警察署、都立公園なんか配布して下さっているようなんですけども、どうしてもやっぱり警察の動きが余りよくないので、東京都として警視庁のほうとの連携の強化というような、何か具体的な案をお持ちなのかどうか、この二つをちょっと教えていただければと思います。なければ別に結構なんですけれども。

○田島動物愛護管理専門課長 中間報告本体、タブレットですと30ページになります。実際、第3の次期推進計画に盛り込むべき主な事項の中で、地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及ということで記載しております。こちらの中で先ほども御説明いたしましたけれども、この対策を円滑に進めるために様々な工夫、自治体によってはいろいろ工夫されているところもありますので、そういった成功事例等も他の区市町村のほうに情報提供したりですとか、そういった形の底上げを図っていくと考えているところでございます。

2番目の遺棄・虐待の部分につきましては、その次のページ、30ページになります、(4)に記載されているとおりでございます。職員のほうの能力向上を含めて獣医療ですとか、地域保健に係る関係機関等、警察もそうなんですけれども、連携強化を進めていって、より適切な対応を取り入れるようにということで、今後の対策を考えているところでございます。

○後藤委員 先ほどのお二人の委員にちょっとかぶせて要望ということでお伝えをさせていただきたいんですけども、27ページの紙のほうです。監視強化のところについては、まさに第二種の強化というのはぜひ今後、明文化をされないにしても国の動

きに準ずる形でお願いをしたいと思っています。私がお話を聞いている限りでも、やはりかなり劣悪な環境で保護をしている保護団体なども中にはあると聞いていますので、そこは都としてもしっかりやっていただきたいというところが1点と、あと監視強化ということに関して言えば、国の法律が、今議論が進んでいますので、8週の規制が実際に行われることになれば、かなり監視が大変な都としても作業になるということが想定されますので、例えば動物愛護推進員からの通報制度、いわゆるアニマルポリスのような制度の構築等々も含めて、今後の法の動きのところもあると思いますが、そういう創設というようなものなんかもぜひ検討していただきたいと思います。

あとは動物の遺棄・虐待防止に関する対策というところがありますが、私も地元で区民の方からの陳情というか御相談で、やはり動物が虐待をされることによって、小さな子供たちや弱い人たち、高齢者の方や女性の方にやはり危害が及ぶのではないかという、そこに対する御不安が本当に多くて、警察の方にも御相談をするんですけども、なかなか動きとしては、動物の単体の虐待や管理という側面で対応をされるケースが多いなということを感じていますので、ぜひこのあたりは、例えばこの文章の中に動物の虐待が人への虐待につながるシグナルであるとかというような調査も環境省が平成25年度にまとめた虐待事例等調査報告書等々でもありますので、条文に入れるかというのはありますが、こうしたリスクもあるということを十分に鑑みた周知徹底というものを図っていただきたいと思います。

- 田島動物愛護管理専門課長 貴重な御意見、ありがとうございます。最初の部分につきまして、アニマルポリス等々もございますが、今後の国の法改正ですとか、基本指針策定を踏まえまして、最終的に答申に盛り込める部分につきましては検討していきたいと考えております。

2点目の虐待の部分につきましても先生が御指摘のとおりでございまして、やはり動物虐待が人への虐待につながっていくという部分もございまして、その部分について反映、検討できるよう考えたいと存じます。ありがとうございます。

- 打越委員 先ほどの友森委員の第二種業者への規制の件なんですけれども、確かに法律で定めるべきところという考え方もありなんですけど、ちょっと今調べなおしますと、2000年の東京都の動物愛護管理条例では、当時1999年に動物愛護管理法ができたときには業者規制はせいぜい届出制だったと思うんですけども、2000年の東京都条例で実は届出制ではなくて知事の登録制を既に東京都は独自規制を行っていた歴史があると思います。明らかに登録制で東京都の2000年の都条例はつくられていて、さらに業種も当時は動物愛護管理法では6業種だったものを9業種、東京都条例でつくっておられました。また動物取扱責任者というのは今は法律で全部入っているところではありますけれども、当時東京都は動物取扱主任者の設置を義務づけていて、明らかに法律よりも厳しい規制を都条例でつくっていて、むしろその都条例を見て実現可能だから2005年の法改正のときに登録制や取扱責任者を国が採用した

という歴史があると思います。ですので、東京都の、こちらにせつかく議員さんたちが御出席なさっていますので、もちろん不必要なまでに業者に義務を課すような条例をつくれれば法令違反という問題もなりかねませんが、東京都の現在の社会問題に照らして、むしろ今後必要な規制であると考えるのであれば、東京都の独自条例で第二種取扱業者を登録制にしていく手段は、実際に東京都さんが過去にやっていた、20年前にやっていた手法として、強くここで発言しておきたいと思います。

それからもう一点、紙媒体で24ページから25ページにかけての多頭飼育問題のところで、少し書き足したほうがいいのではないかとと思われることがあります。タブレットですと26、7ページになると思いますが、紙媒体の多頭飼育は、紙のほうでいきますね。24ページの一番下のところに書いてあるとおり、適正飼養の指導のみによっては解決が困難なケースもある。つまり、普通の普及啓発では無理ということで、ここでプロや関係行政機関の連携が必要になるという明記でよいと思うんですけども、批判しているわけではないんですが、発生した場合には25ページに入って、区市町村において各関係機関が連携して対策を求められると思い切って区市町村と明記しておられる、これは私が小委員会で発言したところを採用してくださったんじゃないかと思いますが、かといって、実際区市町村からしてみればまだ体力もついていない中、今後区市町村がより積極的に取り組んでいくべきだと発言させてもらいました。

というのは、例えば23区であったって、足立区で多頭飼育が発生した、品川区で起きた、江戸川区で起きたというのを全部動物愛護相談センターから職員が行っていたら片道1時間半、2時間かかれば、こまめな地域の監視はできませんし、地域住民のカラーも東京都で把握するのは無理です。だからやはり区市町村というのが大事になってくると思いますし、ましてや福祉であるとか、民生委員さんであるとか、ボランティアの方々というのはやはり区市町村ごとにネットワークをつくっていると思うので、ここは何とか残してほしいと思うのです。

ただし、区市町村によっても保健所を設置しているところと、そうじゃないところの差があるので、やはり東京都の保健所のサポートが必要になるところもあると思いますし、また東京都が何もしなくていいわけではもちろんないはずでありまして、多頭飼育の問題になったときには、飼い主に経済力がない、判断力がない、そして世話をする体力がないと、三つ力がないことが理由だと思うんですが、このうち経済力がないために不妊去勢手術ができないというのが一番大きなネックになってきているのが実態だと思います。この不妊去勢手術、多頭飼育崩壊になりかけているようなところでの不妊去勢手術について、全て民間の動物病院にお願いしていると、それこそお金がかかるというのと、非常に炎症とか病気とかを持っている動物を民間の動物病院に大量に運び込んで手術するとなれば、それは民間の動物病院にとってもちょっと勘弁してほしいというか、そういうところがあると思いますので、やはり東京都のセン

ターで不妊去勢手術ができるようにする体制をつくっていくことが私は重要だと思います。もちろん民業圧迫という批判があってはならないんですけども、しかしこれだけの不衛生な状況で飼われていた動物を緊急避難的に、不妊去勢手術を実費だけでできる拠点があるかないかが、多頭飼育問題を解決する上で重要になると思いますし、それをぜひ今後新たに動物愛護相談センターができるならば、あるいは現在の古い動物愛護相談センターであっても職員がスキルを身につければ、今、実は全国の自治体でかつては不妊去勢手術はやってこなかったのが、今3分の1から4分の1の自治体の公衆衛生獣医師が不妊去勢手術をやる実態が出てきていますので、東京都でもそういう形で経済力がない部分のサポートを考えてもいいのではないかと思います。

以上、区市町村が中核に今後ならざるを得ないのが多頭飼育問題だと思いますが、しかし、保健所のある、なしが区市町村によって違うということと、東京都が何もなくていい訳ではなくて、やはり獣医師がいる中で不妊去勢手術ができる体制があったほうがいいのではと考えた次第です。以上です。

○林会長 村中委員、民業圧迫になりますか。

○村中副会長 いや、それはなりませんね。全く民業圧迫という感覚は私ども獣医師会の会員も持たないと思います。むしろ、当面の間、やはり不妊去勢手術というのも生体の麻酔管理ですとか、様々な側面で非常に専門的なところがありますので、当面の間は私どもがセンターに赴いて協力をするという体制は十分とれると思いますので、ぜひそのように進めたいと思っています。

○林会長 どうもありがとうございました。

そろそろ、ちょうどぴったり予定時間くらいになっているんですが、どうしても御発言はありますか。

なければ、本当にいろんな御意見、どうもありがとうございました。内容についておおむね御了解いただいたと考えますが、積極的な御意見の中で追加等もありましたので、これは微細な内容については、差し支えなければ私に一任させていただいて、報告（案）をまとめたいと思います。この内容についてはもちろん皆様にお知らせいたしますが、きょうの時点で御審議いただきました中間報告について、この報告（案）の基本的にとおりにするというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○林会長 ありがとうございます。

それでは、後日正式な中間報告についてはお送りさせていただきたいと思います。

また、これは非常に重要なポイントなんですけど、動物愛護管理法の改正の状況ですね、これを踏まえて別途中間報告で終わるということはない訳で、最終報告に向けた検討を皆様をお願いしたいと思います。いつごろそれが可能なのかということ、ちょっと国のほうの審議の状況を見ないとわかりませんので、わかり次第事務局から御連絡いただいて、お忙しいとは思いますが、また御審議いただくことになるか

と思います。

そのほか事務局、あるいは委員の皆様、何かございますか。よろしいですか。

○田島動物愛護管理専門課長 では、事務局から、今後のスケジュールについて、御説明いたします。

今し方、林会長からも御説明がございましたが、今のところ、改正時期は未定ではございますが、国において動物愛護管理法及び基本指針の改正が予定されております。

都の動物愛護管理推進計画は、改正された動物愛護管理法等に基づき、見直すこととなります。

したがって、本審議会での最終答申に向けた検討は、法改正等の後に改めて再開したく存じます。

なお、法改正等までかなりの時間を要すると見込まれる場合、審議会開催の上、法及び指針の具体的な改正内容等につきまして、御説明することも想定しておりますことを申し添えます。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明、何かこれについて御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会は、これをもって終了します。

進行を事務局にお返しいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 林会長におかれましては、長時間にわたりまして進行の労をお執りいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様も熱心に御審議いただきまして、御礼申し上げます。

これをもちまして、平成30年度第2回東京都動物愛護管理審議会を閉会といたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午前11時34分 閉会)